

副安全運転管理者の選任届出に必要な書類

	書類	資格要件			
		の者上運 経、の転 験副方管 あり安（理 ）運全経 転運が 管転1 理管年 者理以	の者上運 経、の転 験副方管 なし安（理 ）運全経 転運が 管転1 理管年 者理以	年自 以動 上車 のの 方運 転 経 験 が 3	左 記 以 外 の 方
1	副安全運転管理者に関する届出書 (別記様式第10号)	2通	2通	2通	2通
2	戸籍抄本、住民票の写し又は運転免許証の写し	1通	1通		1通
3	運転免許証の写し			1通	
4	運転記録証明書(運転免許所持者のみ)	1通	1通	1通	1通
5	陳述書	1通	1通	1通	1通
6	運転管理経歴証明書 (自動車の運転管理実務の経歴を証明するもの)	いずれか1通	1通		
7	安全運転管理者証の写し 又は副安全運転管理者証の写し				
8	安全運転管理者認定書の写し 又は副安全運転管理者認定書の写し				
9	資格認定申請書(別記様式第16号)				1通

- 備考 1 運転管理経験には、安全運転管理者又は副安全運転管理者の経験だけでなく、その補助者等、事業所で直接又は間接的に運転者を管理・指導した経験があれば、その経験年数を含みます。
- 2 「戸籍抄本」、「住民票の写し」は届出前6か月以内に作成されたもので、複写(コピー)は不可とします。ただし、警察行政手続サイトによる届出の場合はスキャナで読み取ったデータで構いません。
- 3 運転管理経験1年未満で、自動車の運転経験が3年以上の方は、運転の経験を確認するため、「戸籍抄本」、「住民票の写し」ではなく、「運転免許証の写し」を提出して下さい。
- 4 「運転記録証明書」は過去2年以上記録のもの(3年又は5年)で、選任前1か月以内に作成されたもの。自動車安全運転センターで発行しています。窓口での届出については、原本の提出の必要がありますが、警察行政手続サイトによる届出の場合はスキャナで読み取ったデータで構いません。
- 5 運転管理経験が1年以上で、過去に安全運転管理者、副安全運転管理者の経験がある方は、「運転管理経歴証明書」に代えて、過去に交付を受けた「安全運転管理者証」、「副安全運転管理者証」、「安全運転管理者認定書」「副安全運転管理者認定書」の写しを提出することができます。(令和4年1月4日以降は「安全運転管理者証」、「副安全運転管理者証」は発行しません。)
- 6 「左記以外の方」とは、「運転管理経験1年以上」、「運転経験3年以上」のいずれも該当しない方で、公安委員会の認定が必要な方のことです。